

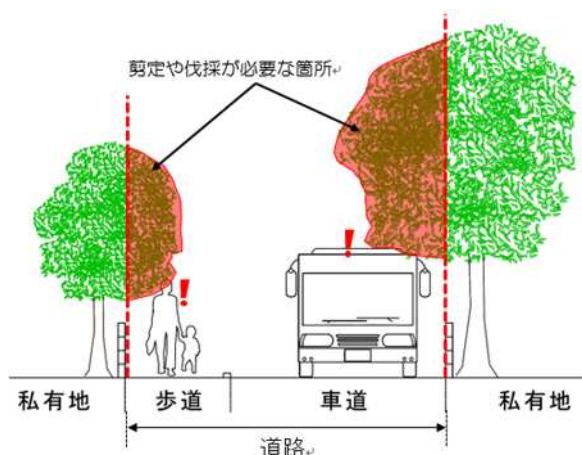
五島をつなぐ ～支庁の窓～

No.80

都道路上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

土木課では都道の維持管理をしておりますが、最近、道路を覆うように繁茂している樹木が多く見受けられます。このような樹木は、歩行者や大型車等の通行の障害となるほか、自動車運転時の見通しを妨げ、交通事故の原因になります。また、台風などの影響により、倒木等による道路の分断や電柱・電線の破損による停電の被害が、大島支庁管内においても発生しております。

私有地の樹木については、原則として所有者に処理していただくことになっています。心当たりがある方は、今一度敷地内の樹木を確認していただき、皆さんが安全に道路を利用できるよう、剪定や伐採などの適正な管理をお願いします。



屋外広告物の掲出には、許可が必要です！

東京都では、街並みや美しい自然の景観を守り、管理不足による広告物の落下や倒壊といった事故を防ぐため、東京都屋外広告物条例を定めています。

屋外広告物を掲出するには、支庁への許可申請が必要です。また、国立公園の特別地域や保安林は、原則掲出できないエリアとなっています（一定条件を満たした物を除く）。また、立看板やのぼり旗などの広告物を道路上に設置することは、原則として禁止されています。許可基準や手数料のこと、手続きのしかたなど下記窓口でご案内します。景観維持や事故防止のため、適切な管理にご協力をお願いします。

屋外広告物の例



※ご不明な点は、大島支庁土木課（2-4441）へお問い合わせをお願いいたします。